

令和3年4月1日

## 介護職員等特定処遇改善加算の算定における「取り組み状況の見える化」について

介護職員等特定処遇改善加算は、2019（令和元）年10月、介護職員の確保・定着につなげていくため、介護職員処遇改善加算（現行加算）に加えて創設されました。経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善を行うとともに、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用も出来るようになりました。当法人においても令和3年4月1日より、介護職員等特定処遇改善加算の算定を開始する事と致しました。

### 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ①介護職員処遇改善加算（現行加算）（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること
- ②職場環境要件について、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること（令和3年度は、6つの区分から3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上）
- ③特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表（見える化）していること

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件である職場環境要件の取り組み状況について下記の通り公表（見える化）を行う。

分類	内 容	取 り 組 み
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	施設の方針を朝礼時に唱和し、その実現を目指している
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	働きながらキャリアアップをする職員（介護福祉士資格取得等）に対してはシフトの調整、受講料の支援を行っている
	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入	新入職員に対しては、先輩の担当職員を配置し、仕事やメンタル面のサポートを行っている
働き方の推進 両立支援・多様な	有給休暇が取得しやすい環境の整備	有給休暇が取得しやすい環境を提供し、有給取得率が90%以上を実現している
健康管理 腰痛を含む心身の	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	リフト式の特殊浴槽を導入し、介護職員の腰痛防止対策を行っている

<p>の生産性向上のための業務改善の取組</p>	<p>タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</p>	<p>タブレット端末、見守り機器を導入し、介護職員等の業務量の縮減の取り組みを行っている</p>
<p>いやりがい・働きの醸成</p>	<p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p>	<p>介護職員同士の会議において、業務内容の見直しや特に気を付ける利用者に関してケア内容改善を行っている</p>